

PRTR 法の見直しについて

平成 18 年 6 月 13 日

神奈川県環境農政部大気水質課

化学物質対策担当課長 岸川敏朗

現在、化学物質に関する法律はいくつかあるが、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を図る目的のものは、PRTR 法と大気汚染防止法（VOC 部分）である。

PRTR 法は、化学物質の排出・移動登録、公表の制度である PRTR 制度と、化学物質の性状等の情報を提供する MSDS 制度からなっており、これらにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進することとしている。

しかし、現行の PRTR 法等により事業者による化学物質の自主的な管理が進んでいくとは思われない。

本県の取組を紹介するとともに、PRTR 法の見直しについて次のような提案をしたい。

本県の化学物質対策の全体概要

1 環境濃度や事業者排出実態の把握

環境モニタリング調査

- ・ ダイオキシン類：大気、水質、底質、土壌、地下水、水生生物
- ・ PRTR 物質：排出量が多い等物質 12 物質

事業所における化学物質の使用、排出状況の把握（PRTR 法、県条例）

排出ガス・排出水の検査、報告徴収

2 事業者の自主的な対策の推進

排出量の削減計画の立案実施の指導（県条例第 42 条）

- ・ PRTR 対象事業所からの「排出量削減計画」提出、県による取りまとめ公表
 - ・ 削減目標は、事業所状況に応じて自主的に設定
 - ・ 事業所の取組状況については、県民への情報提供に努める。
 - ・ 県は、全体の状況をまとめて県民へ情報提供。事業所の地元対話等を支援。
- 自主管理体制の確立指導（条例第 16 条、第 40 条の 2）
- ・ 事業所において、化学物質取扱施設の設置や改修時を捉えて、取扱化学物質に起因する「化学物質安全性影響度」をもとにした低減対策の立案を求める。

化学物質安全性影響度

工程ごと、物質ごとに、【取扱量】×【排出係数】×【物質ごとの毒性係数】を算出（大気、水域別に算出）。これらの総和から、「安全性影響度」を算出し、大気、水域への影響度をランク付け。

このランクをもとに、工程や処理施設の設置・改修時において、環境負荷の多い物質の低減・転換や工程等について改善を促す。

実態把握結果等から問題が認められた場合の指導対応（法対象外事業所指導）

3 環境汚染事故や社会問題化した事案への対応

ダイオキシン類流出事故等への対応

環境ホルモン問題、ダイオキシン類問題、アスベスト問題への対応

4 事業者の取組促進・支援、県民への啓発普及

事業所における地域対話集会（モデルリスコミ）

地域において化学物質情報を公表し、周辺の住民との対話集会の実施支援

- ・ 平成 15 年度 富士写真フイルム：管理の徹底を目指す大手工場
- ・ 平成 16 年度 日産車体：VOC 排出量が多い大規模な工場
- ・ 平成 17 年度 三共有機合成：VOC 排出量が多い中堅工場

地域における県民セミナー

毎回地元において、化学物質に対する理解を深めるため地域住民等を対象に「県民セミナー」を開催

法・条例説明会、化学物質情報の提供（KIS-net）

事業者、県民に対する普及啓発（パンフレット類の作成配布）

5 化学物質対策の推進

研究機関による調査研究

- ・ 事業所等からの排出に起因する周辺のリスク評価調査研究

現在、排出量が多い事業所において現地での実測による検証を実施中
METI-LIS をベースに排出量をもとに実際の排出ポイントや建物の配置状況、バックグラウンド濃度を考慮し、敷地の周辺における物質濃度を推計することを可能とするツールの整備。この濃度を環境基準等に照らして評価するとともに、あわせて地域の状況をもとに、影響度が大きければ当該事業所に削減対策等を指導することが可能な仕組みを研究中。

専門家による助言機関

- ・ 化学物質等環境保全対策委員会
- ・ リスク低減研究会

PRTR 法の見直しについて

1 PRTR 法の効果検証

法の効果が検証できる仕組みが必要である。PRTR 物質を対象に全国レベルの環境モニタリングを実施し、PRTR 情報との関連を検証（評価指標値の充実）していただきたい。

また、事業者が様々な手法で排出量削減の努力を実施している状況や、事業者の取組に対する国民の理解の状況を地方自治体等に対して提示していただきたい。

2 化学物質による環境リスク低減を促進するための社会的な仕組みの整備

PRTR 法は化学物質の排出・移動登録、公表の制度であり、現行の PRTR 法だけでは事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するには限界があることから、化学物質対策を総合的に進めるための法整備や環境リスク低減のための基本計画の策定・推進など社会全体が環境リスクの低減に取り組める仕組みを整備していただきたい。

化学物質の排出削減やより低毒性の物質への転換といった本来の「リスク低減対策」を着実に進めるためには、リスク低減のための社会的な仕組みが必要ではないかと考える。

また、事業者による削減の取組や努力成果を公表、開示する仕組み、製品やサービスに表示する仕組みなど、事業者の努力が報われ、取組が促進されるため、社会的に評価されたり、他者との競争で有利となるような仕組みが必要ではないかと考えられる。

3 地域における環境リスク低減対策の推進について

現在、PRTR 情報やリスクコミ対策だけでは、地域の環境リスクの低減対策を進めることは困難であり、事業者の自主的な取組を促進させる有力なツールの開発、わかりやすく使いやすい地域の環境リスクの評価ツールの開発、生態系影響に係るモニタリング手法の開発、モニタリング結果に対する評価指標値の整備などを行う必要がある。

4 届出すべき情報について

(1) 取扱量について

法第 5 条では、事業者は排出量、移動量を都道府県知事を経由して主務大臣に届け出なければならないとしており取扱量については届出対象となっていない。

取扱量や用途については、実際のリスクコミュニケーション等の場面において触れている事項であること、環境報告書等において記載している事業所があることを踏まえ、排出量の届出数値の精度の向上を図るために、報告を求める必要がある。

また、事業所で使用される第 1 種指定化学物質については、用途を問わず、取扱量の把握対象とすべきであり、きちんと管理される必要がある。

(2) 管理目標について

法第5条では、事業者は排出量、移動量を届け出ることとしているが、事業者の自主的な化学物質の削減を進めるには、P D C Aサイクルに準じて、「管理目標」のような形で、事業者の削減努力目標を設定する必要があり、新たに「管理目標」の報告を求めることを検討する必要がある。

また、排出削減とあわせて、より低毒性の物質への転換といった本来の「リスク低減」を着実に進める必要があり、管理目標とあわせて、低毒性の物質への転換に繋がる仕組みを提示する必要がある。

5 届出対象業種について

法第2条第5項では、政令で定める者に届出を求めており、政令では製造業、燃料小売業等を定めている。燃料小売業については、業界団体・事業所へのヒアリング結果等から把握できると考えており、負担も考えれば、届出とは別の方法（例えば業界で取りまとめるなど）で把握を行つてもよいのではないかと。

6 対象化学物質について

対象物質については、NO_x、SO_x、CO₂も一体化して公表する必要がある。

また、候補物質リストを定め、順次、「計画的に」拡大、見直しを行う必要がある。この候補物質リストには、住民が不安感を持っている物質も盛り込み、事業者がより有害性の低い物質への転換を進める契機となるようにする必要がある。

7 データの公表について

現在、個別事業所の届出情報は開示請求により対応しているが、NGO等が独自に取りまとめて公表している事実や、国民負担も考慮すれば、秘密情報を除いて、全面公表としたらどうか。

また、非点源情報については、国で集計し都道府県別に公表しているが、法の趣旨を踏まえて、今後は、推計方法をレベルアップし、事業者が自ら取り扱う化学物質の排出削減を行うためには、市町村別や河川別というように、より地域に密着した形で集計し、インターネットで公表する必要がある。さらに、推定される排出源（農地、道路等）も示すべきではないか。

公表データは、人に対する発ガン性のある物質を掲載しているが、有害性の程度に応じた掲載してはどうか。

8 地方自治体の権限について

(1) 届出書の経由について

法第5条第3項では、届出は当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならないとあるが、地方自治体の措置として規定されている法第17条第3項の技術的助言、同条第4項の国民の理解を深めることから考えて、「届出の経由」でその目的が達成できるか検討する必要がある。

さらに、一旦、事業者から受け取った届出書のデータについては、知事の責任が生じてくることから、報告徴収、立入検査の付与等も含めて「届出の経由」でよいのかを検討する必要がある。

(2) 届出業務の自治体への委譲

現在、届出業務については、都道府県知事を経由することになっている。しかし、政令指定都市、中核市や特例市においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等環境関連法令を所管しており、総合的な対策の推進への活用が期待されるとともに、事業者に対して都道府県よりもきめ細かな助言や情報提供を行えることから、政令指定都市、中核市への委譲等、現状の知事の権限の見直しについて検討する必要がある。

9 人材の確保、育成について

化学物質による環境リスクの低減や対策の施策体系・意義が理解しにくいこともあり、地方自治体においては、技術職員の人員減や新たな人材の確保には困難を極めている。

環境省により、化学物質アドバイザー制度がスタートしているが、全国で数十人程度であり、リスクコミュニケーションを活発化するためにも、また、中小事業者等が行う排出量の把握等に対する技術支援を行うためにも、今後、さらなる人材の確保、育成が不可欠である。

国の措置として定められている同法第17条第5項必要な人材を育成することから考えて、人材の育成が現状でよいのかを検討する必要がある。

特に、団塊の世代の退職（2007年、2008年問題）を踏まえた人材育成計画を具体的に明示する必要がある。